

城里町
次世代育成支援行動計画
（後期計画）

平成22年3月

城 里 町

はじめに

現在、わが国では、全国的に急速な少子化の進行、家庭及び地域環境の変化に対応するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律に基づき、町は、地域における子育て支援策を総合的・効果的に推進するため平成17年度から平成21年度までの「城里町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しています。

今回策定する「城里町次世代育成支援行動計画（後期計画）」は、策定から5年目を迎えた前期計画の検証を行い、課題等を見直し、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画として後期計画をとりまとめたものです。

この計画は、「子どもが健やかに育ち、子どもとともに親や地域が成長する、子育て支援のまちづくり」を基本理念として、明日の城里町を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つために、行政や保護者のみでなく、地域社会全体で子育ての輪を広げていくように、様々な観点から策定いたしました。

今後は、町民の皆様や地域・関係団体などと連携を図りながら計画の推進に努めてまいります。

最後に、この計画策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました「城里町次世代育成支援行動計画策定委員会」の委員の皆様、ニーズ調査に協力いただきました子育て世帯の方々並びに関係各位に、心から厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

城里町長 阿久津 藤 男

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2
第 2 章 計画の基本的な方向性	3
1 基本理念	3
2 基本的な考え方	3
3 基本目標	4
第 3 章 施策の展開	6
基本目標 1 子育て支援サービスの充実	6
1-1 保育サービスの充実	6
1-2 地域における子育て支援サービスの充実	8
1-3 子育てに対する経済的支援	12
基本目標 2 母親と子どもの健康の確保	14
2-1 出産・育児に対する相談・指導の充実	14
2-2 母子の健康管理と疾病予防	16
2-3 食育の推進	19
2-4 思春期保健対策の充実	21
2-5 医療体制の充実	22
基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長のサポート	24
3-1 「生きる力」を育む教育の推進	24
3-2 開かれた学校づくりの推進	27
3-3 有害環境対策の推進	29
基本目標 4 家庭や地域の子育て力の向上支援	30
4-1 多様な働き方の実現	30
4-2 家庭の子育て力の向上	31
4-3 地域の子育て力の向上	33

基本目標 5	子どもの安全の確保	35
5-1	子どもの交通安全の確保	35
5-2	犯罪等の被害から守るための活動の促進	36
基本目標 6	子育てを支援する生活環境の整備	38
6-1	親子が外出しやすい環境の整備	38
6-2	安心・安全なまちづくりの推進	40
基本目標 7	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	41
7-1	児童虐待防止対策の充実	41
7-2	ひとり親家庭等の自立支援の推進	42
7-3	障害児施策の充実	44
第4章	計画の推進にあたって	46
1	目標事業量の設定	46
2	進捗状況の点検・評価	50
資料編		51

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

現在、わが国では急速な少子化が進んでいます。また、核家族化や都市化の進展等により、家庭や地域を取り巻く環境が変化し、それに伴い家庭や地域における子育て力の低下が指摘されています。

このような流れに歯止めをかけるため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づき、旧常北町、旧桂村、旧七会村では平成 16 年度に「次世代育成支援行動計画」を策定しました。

本計画は、策定から 5 年目を迎え、より効果的な取り組みを計画的に推進するための見直しを行い、家庭において子育ての喜びが実感でき、子どもが健やかに成長していくことと地域社会全体で支えていく環境づくりを目指すものです。

2 計画の期間

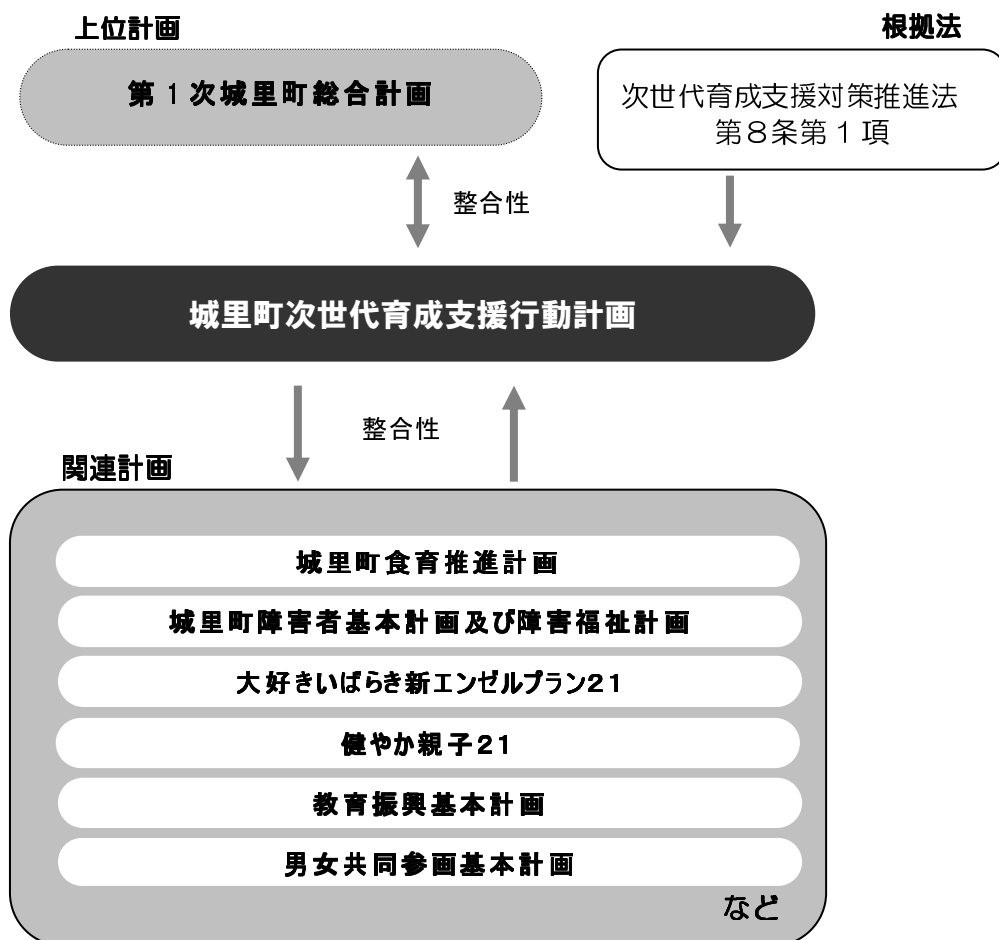
本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢や福祉ニーズが大きく変化した場合など、必要に応じて見直すこととします。

	平成	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	年度
次世代育成支援対策行動計画	前期計画期間											
						見直し	後期計画期間					

3 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、さまざまな分野の取り組みを総合的、一体的に進めるため、上位計画である総合計画や町、県、国の関連計画との整合性を持って定めます。



第2章 計画の基本的な方向性

1 基本理念

この計画は、子どもたちの幸せを第一に考え、父母その他の保護者が主体的に子育てを行うことを前提に、地域社会全体ですべての子どもと子育て家庭の自立的成長を支援していくことが重要であるとの考えに基づいて策定します。

**子どもが健やかに育ち
子どもとともに親や地域が成長する
子育て支援のまちづくり**

2 基本的な考え方

計画の推進に際しては、基本理念を踏まえ、以下の基本的な考え方にしたがって、基本目標や個別の施策を展開していきます。

- ① 子どもの幸せを第一に考え、子育て家庭の立場に立ったサービス提供を目指します
- ② 子育て家庭が前向きに子育てに取り組むことができるように応援します
- ③ 多様な家庭のあり方を尊重し、すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組むことができるように支援します
- ④ 地域のすべての人が、自分の立場でできることを行い、子育てを社会全体で支援します

3 基本目標

この計画では、基本理念を実現するために次の7項目を基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 子育て支援サービスの充実

保育サービスをはじめ、さまざまな主体による子育て支援サービスの充実と利用促進を図り、すべての子育て家庭を地域全体で支えていくまちづくりを推進します。

- 【主要施策】 1-1 保育サービスの充実
- 1-2 地域における子育て支援サービスの充実
- 1-3 子育てに対する経済的支援

基本目標2 母親と子どもの健康の確保

保健・福祉・医療・教育の各分野が連携しながら、妊産婦や母親、子どもが健康で暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

- 【主要施策】 2-1 出産・育児に対する相談・指導の充実
- 2-2 母子の健康管理と疾病予防
- 2-3 食育の推進
- 2-4 思春期保健対策の充実
- 2-5 医療体制の充実

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のサポート

子ども一人ひとりが個性に応じて生きる力を育み、心身ともに健やかに成長していくことができるまちづくりを推進します。

- 【主要施策】 3-1 「生きる力」を育む教育の推進
- 3-2 開かれた学校づくりの推進
- 3-3 有害環境対策の推進

基本目標4 家庭や地域の子育て力の向上

家庭における子育てを第一義とした環境づくりを促進するとともに、さまざまな交流や体験を通じて子どもが自立心や社会性を育むことができるまちづくりを推進します。

- 【主要施策】 4-1 多様な働き方の実現
- 4-2 家庭の子育て力の向上
- 4-3 地域の子育て力の向上

基本目標5 子どもの安全の確保

子どもが交通事故や犯罪の被害に巻き込まれることのないよう、地域全体で見守るまちづくりを推進します。

- 【主要施策】 5-1 子どもの交通安全の確保
- 5-2 犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した生活環境を整備し、安心・安全に暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

- 【主要施策】 6-1 親子が外出しやすい環境の整備
- 6-2 安心・安全なまちづくりの推進

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

特別な配慮や支援が必要な子どもや家庭への支援など、個々のニーズに対してきめ細かな取り組みがなされるまちづくりを推進します。

- 【主要施策】 7-1 児童虐待防止対策の充実
- 7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 7-3 障害児施策の充実

第3章 施策の展開

基本目標1 子育て支援サービスの充実

保育サービスをはじめ、さまざまな主体による子育て支援サービスの充実と利用促進を図り、すべての子育て家庭を地域全体で支えていくまちづくりを推進します。

1-1 保育サービスの充実

多様なニーズに対応した保育体制の確保に努めるとともに、保育サービスの質の向上を図ります。

①認可保育所

【概要】

保護者の仕事等の都合により日中保育に欠ける乳幼児を保育所で保育する事業です。町内には公立保育所が2か所、私立保育園が3か所設置されています。

【方向性】

就労意向の高まりによるニーズの増加に対応できるよう、保育体制の充実を図るとともに、新保育所保育指針に沿った保育所運営により質の向上を図ります。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

②延長保育

【概要】

通常保育の開所時間（11時間）の始期及び終期前後の保育時間の延長を行う事業です。町内のすべての保育所（園）で実施しています。

【方向性】

就労形態の多様化や通勤時間の長時間化を踏まえ、延長時間や受け入れ枠の拡大を検討します。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

③一時預かり事業

【概要】

保護者の病気や冠婚葬祭、家庭内での介護や育児疲れ等のために保育が困難な場合に、保育所等で一時的に子どもを預かる事業です。町内のすべての保育所（園）で実施しています。

【方向性】

事業の周知により利用促進を図るとともに、受け入れ体制の確保に努めます。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

④放課後児童健全育成事業

【概要】

昼間保護者のいない小学校低学年の児童を対象に、遊びを主とした指導育成を行う事業です。現在、町や民間等が主体となって7か所（定員200人）で実施しています。

【方向性】

ニーズを踏まえ、実施か所及び定員の拡大を検討します。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

1-2 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭を支援するため相談支援の充実を図るとともに、多様な主体による子育て支援サービスの充実を促進します。

①地域子育て支援センター事業

【概要】

子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施をする職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。現在、4か所で実施しています。

【方向性】

気軽に利用できるよう、さまざまな場面で事業の周知を図ります。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

②ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

地域において、育児や介護の援助を受けたい人と支援をしたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員制度です。

【方向性】

ニーズを把握したうえで、本町に合うしくみづくりを検討していきます。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

③つどいの広場

【概要】

子育て中の親が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うなど相互に交流を図ることができる場を提供します。現在、常北保健福祉センターで実施しています。

【方向性】

気軽に参加できる事業実施を図ります。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

④にこにこひろば

【概要】

就学前の子どもとその親を対象に、育児相談・計測を行うとともに、親子の交流や子ども同士・母親同士の仲間づくり、育児の情報交換の場を提供します。現在、常北保健福祉センターで実施しています。

【方向性】

気軽に参加できる事業実施を図ります。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

⑤おむすびころりんくらぶ

【概要】

健診からの要観察児（障害児や発達の遅れが疑われる児）及び子育てに悩みを抱えている親子を対象とし、子どもの身体的・精神的成長を見守りながら、親の関わり方や子育てに関する悩み相談を行います。現在、常北保健福祉センターで実施しています。

【方向性】

関係機関と連携しながら、早期の適切な療育へとつなげることができる事業展開を図ります。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

⑥子育て広場事業（プレイルーム開放）**【概要】**

子育て中の親子が集まれる場として利用できるよう、常北保健福祉センター内にあるプレイルームを開放します。

【方向性】

利用しやすい環境づくりに努め、子育て親子の交流の場として活用していきます。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

⑦母子愛育会の活動支援**【概要】**

地区ごとの愛育会員による健診・離乳食教室時の託児や季節の行事活動等の子育てサポート活動に対して支援します。

【方向性】

活動の活性化に向け、連携した取り組みを推進します。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

⑧自主団体の活動支援

【概要】

地域で自主的に活動している団体の活動に対し、場の提供や情報発信などの支援を行います。

【方向性】

引き続き活動の支援を行っていくとともに、連携した取り組みを推進します。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ
健康増進グループ

本町の主な自主団体（平成 22 年 1 月現在）

団体名	活動内容	会員数等
きらきらぱあく	母親の仲間づくりとリフレッシュ目的で活動しています。	60 人
ぱれっとくらぶ	障害児を持つ親子の会。月 1 回療育教室を開催しています。 また、長期休業時には交流会等の事業を積極的に行っています。	10 件

1-3 子育てに対する経済的支援

各種手当等を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

①次世代育成支援金

【概要】

3人目以降の子どもを養育する保護者に対し、出生時および3歳・6歳の年齢到達時に支援金を支給します。

【方向性】

事業の周知を図り、利用促進および出産意欲の増進を図ります。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

②保育料の軽減

【概要】

同一世帯から2人以上の子どもが保育所・幼稚園・認定こども園に同時入所している場合に、2人目以降の保育料を軽減します。

【方向性】

引き続き事業を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

③3人っこ家庭応援事業

【概要】

18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で、同一世帯から2人以上保育所等に入所している子どものうち、2人目以降で3歳未満の児童を対象に保育料の助成を行います。

【方向性】

県の事業を活用しながら継続して実施します。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

④各種手当等の支給

【概要】

国の制度に基づく各種手当等の支給を行います。

【方向性】

国の制度に基づく支給事務を行います。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ
関係各課

主な手当等（平成 21 年度）

名 称	概 要
児童手当	児童を養育している保護者等に支給します。現在、所得制限をなくし、支給額を拡大する「子ども手当」への制度改正が検討されています。
児童扶養手当	父親と生計をともにしていない母親等に支給します。現在、父子家庭への支給も検討されています。
出産育児一時金	健康保険の被保険者やその家族が出産した場合に支給します。平成 21 年 10 月からは、出産した医療機関に直接支給されるようになりました。

基本目標 2 母親と子どもの健康の確保

保健・福祉・医療・教育の各分野が連携しながら、妊産婦や母親、子どもが健康で暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

2-1 出産・育児に対する相談・指導の充実

妊娠・出産についての正しい知識の普及を図るとともに、気軽に相談できる場の提供や継続した支援により、不安の軽減と孤立化防止に努めます。

①母親・両親学級

【概要】

出産を控えた母親および父親を対象に、妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及を図るとともに、親同士の交流・情報交換の場を提供します。

【方向性】

参加しやすい実施方法や内容の充実を図り、より多くの参加を促します。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

②ハイリスク妊産婦訪問指導

【概要】

妊娠悪阻、妊娠中毒症、妊娠・出産に対する不安を伴う妊産婦の家庭を訪問し、産後うつの早期発見問診により日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や早期発見につなげます。

【方向性】

さまざまな機会を通じて妊産婦の状況を把握し、ハイリスク状態の早期把握に努めます。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

③こんにちは赤ちゃん事業

【概要】

生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭を把握し、適切なサービス提供に結びつけていきます。

【方向性】

訪問をきっかけとした継続的な支援により、育児不安の軽減と孤立化防止に努めます。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

④こどもの相談会

【概要】

子どもの身体的・精神的発育状況及び心身の疾病の早期発見や対処方法を一緒に考えていくことを目的として実施します。福祉相談センターの心理判定員と保健師により実施しています。

【方向性】

関係機関と連携しながら、早期の適切な療育へとつなげることができる事業展開を図ります。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

2-2 母子の健康管理と疾病予防

妊娠・出産期、育児期にいたる母親及び乳幼児の健康が確保されるよう、医療機関と連携しながら疾病予防および早期発見・早期対応につなげます。

①母子健康手帳の交付

【概要】

妊娠の届出により、母子健康手帳の交付を行います。また、交付時を利用して、妊婦の状況の把握や各種制度・サービス等の情報提供を行います。

【方向性】

交付をきっかけとした継続的な支援につなげていきます。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

②妊婦健康診査

【概要】

母体及び胎児の健康管理・疾病の早期発見を目的として、妊婦を対象に医療機関における健康診査を実施します。

【方向性】

引き続き継続して事業を実施します。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

③乳児健康診査

【概要】

身体発育の確認及び疾病の早期発見を目的として、3～6 か月児および9～11 か月児を対象に医療機関における健康診査を実施します。

【方向性】

引き続き継続して事業を実施します。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

④乳幼児健康診査

【概要】

1歳6か月児および3歳児を対象に、心身の成長発達チェック及び親子関係、育児状況などの観察を行い、経過観察が必要な子ども及び家庭に対しては訪問を行います。

【方向性】

個別通知等により受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

⑤乳幼児歯科健診

【概要】

1歳、2歳および2歳6か月児を対象に、むし歯の予防および早期発見・早期治療に向けた健診を行います。

【方向性】

歯科健診の重要性を啓発し、受診率の向上を図ります。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

⑥予防接種

【概要】

BCG、ポリオ、三種混合、麻疹風疹混合、日本脳炎などの予防接種を集団接種および個別接種で実施します。

【方向性】

接種勧奨と合わせ、接種内容に応じて接種しやすい方法での実施により、接種率の向上を図ります。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

⑦乳幼児の事故防止対策

【概要】

家庭で起こりやすい乳幼児の事故やその防止策、応急処置等の情報提供を行い、乳幼児の事故防止に向けた対策の普及啓発を図ります。

【方向性】

さまざまな機会や媒体を活用しながら広く情報提供していきます。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

2-3 食育の推進

さまざまな機会や体験を通じて食に関する正しい知識の普及と食の大切さへの理解を促進するとともに、実践に向けた取り組みを推進します。

①家庭における食育の基盤づくり

【概要】

食生活の基本である家庭において、食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣を確立することができるよう支援します。

【方向性】

規則正しい食習慣の確立と栄養バランスのとれた家族揃っての食事の実践に向けた普及啓発活動を推進します。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

②学校などにおける食育の実践

【概要】

給食や授業、農業体験等を通じて、子どもたちが食の楽しさや大切さを実感し、健全な食生活を送ることができる能力を身に付けるための取り組みを推進します。

【方向性】

地域や家庭等と連携しながら、発達段階に応じた食育を推進します。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

③地域における食育活動の支援

【概要】

「食」に関する人材や団体など本町の地域資源を活かしながら、子どもたちが地域ならではの食文化への関心を高め、実践できるよう支援します。

【方向性】

さまざまな体験・交流機会を通じて地域の特産物を使った料理や伝統的な食文化を紹介する機会の充実を図ります。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

■食生活改善推進員

(平成 22 年 1 月現在)

活動内容	人数
家庭や地域から食習慣の改善を図り、「食」を通じて健康づくりを推進するリーダーです。調理実習を主とした講習会を開催しています。	64 人

2-4 思春期保健対策の充実

思春期の子どもたちが心身の健全な発達への影響等についての正しい知識を習得するとともに、命の大切さを実感できるための取り組みを推進します。

①思春期健康教育

【概要】

学校保健において、性や性感染症、喫煙・薬物乱用による影響等についての正しい知識を習得するための学習機会の充実を図ります。

【方向性】

児童生徒の発達段階に応じた内容の充実を図ります。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ
健康福祉課 健康増進グループ

②赤ちゃんとのふれあい体験

【概要】

命の大切さを実感できる場として、小中高生が乳幼児と触れ合う機会を創出します。

【方向性】

母子保健事業や保育所等と連携しながら、できるだけ多くの児童生徒が参加できる機会の充実に努めます。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ
健康福祉課 健康増進グループ

2-5 医療体制の充実

母子等が安心して医療にかかることができるよう、県および関係機関と連携しながら医療体制の充実を図ります。

①救急・医療に関する情報提供

【概要】

いざというときに安心して医療にかかれるよう、救急時の初期対応の方法や夜間・休日に受診できる医療機関等に関する情報提供の充実に努めます。

【方向性】

医療ニーズを把握しながら、県および関係機関に働きかけていきます。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

②医療福祉費支給制度

【概要】

妊産婦、乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者、特例乳幼児・児童に対し、必要な医療を受けられるよう、医療費の一部を助成します。

【方向性】

引き続き事業を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【担当課】

保険課 高齢者医療グループ

③不妊治療対策の充実

【概要】

不妊治療に関する相談窓口や各種支援制度等について、広報やパンフレット等で周知します。

【方向性】

さまざまな媒体や機会を通じて周知していきます。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のサポート

子ども一人ひとりが個性に応じて生きる力を育み、心身ともに健やかに成長していくことができるまちづくりを推進します。

3-1 「生きる力」を育む教育の推進

自ら学ぶ意欲や考える力を身に付け、「生きる力」を育むことができる教育を推進します。

①確かな学力の定着

【概要】

教科指導や習熟度別指導など個に応じた指導を推進するとともに、家庭学習の習慣化に努めるなど、確かな学力の定着を図るための学習指導の改善・充実に努めます。

【方向性】

県や学校と連携しながら、指導体制の充実に努めます。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ

②社会の変化に対応できる力の育成

【概要】

国際化・情報化社会など社会の変化に対応できるよう、総合学習の時間等を活用しながら、外国語英語指導助手（ALT）やICT（情報コミュニケーション技術）教育、環境教育等の充実に努めます。

【方向性】

学習環境の整備に努めるとともに、教職員の創意工夫ある教育活動を推進します。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ

③豊かな心と健やかな体を育む活動の推進

【概要】

さまざまな体験・活動を通じて、自然や郷土を愛し、他人を思いやる心を育み、規範意識を身に付ける教育を推進するとともに、児童生徒の基礎体力や運動能力の向上を図ります。

【方向性】

地域資源や人材を積極的に活用した取り組みを推進します。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ

④幼稚園教育の充実

【概要】

集団生活のなかでのさまざまな遊びや体験を通じて、思いやりの心や基本的な習慣、規範意識等を身に付けることができる活動の充実に努めます。

【方向性】

家庭との連携を図りながら、幼稚園の創意ある活動を推進します。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ

⑤教職員の資質の向上

【概要】

教職員の専門的な知識や指導力の向上を図るため、校内研修や各種研修の充実を図ります。

【方向性】

県や学校と連携ながら、研修の充実と参加促進を図ります。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ

⑥いじめ・不登校対策等の充実**【概要】**

教育相談員や県が配置するスクールカウンセラーを活用し、児童・生徒や保護者等の悩みや不安に対する相談体制の充実を図るとともに、適応指導教室において不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。

【方向性】

県や関係機関、家庭と連携し、いじめや不登校に悩む児童・生徒を地域全体で支え見守る体制の強化を図ります。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ

⑦小学校の再編**【概要】**

少子化に伴う児童・生徒数の減少に対応し、子どもの成長、発達に望ましい集団生活や学習活動の確保および管理運営の効率化といった観点から小学校の適正規模の確保を図ります。

【方向性】

地域コミュニティや子どもへの影響等に配慮しながら、計画的に推進します。小学校再編後の児童数の推移を慎重に把握して、将来の適正な学校規模を検討します。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ

3-2 開かれた学校づくりの推進

家庭、地域、学校がそれぞれの役割を認識しながら連携し、地域の実情に合った特色ある教育を推進します。

①学校評議員制度

【概要】

地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校ごとに学校評議員を委嘱し、各校の教育の在り方や運営状況等について意見交換を行い、学校運営の改善に反映させます。

【方向性】

今後も引き続き実施していきます。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ

②学校施設の開放と活用

【概要】

スポーツ少年団や子ども会等の地域活動団体に対し、校庭や体育館等の学校施設を開放します。

【方向性】

子どもたちの安全確保に留意しながら、積極的な活用を図ります。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ

③外部人材の活用

【概要】

総合的な学習をはじめ、学校教育におけるさまざまな体験や学習に専門的な知識や技能を持つ地域の人材を社会人講師として活用します。

【方向性】

地域の人材を発掘し、積極的に活用していきます。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ

3-3 有害環境対策の推進

子どもの心身の健全な成長に悪影響を及ぼす有害環境の排除に努めるとともに、子どもたちが主体的かつ適切な判断ができるための取り組みを推進します。

①街頭指導活動の推進

【概要】

地域のイベント等において青少年相談員が巡回し、問題行動の発見、未然防止のための指導を行います。

【方向性】

今後も引き続き実施していきます。

【担当課】

教育委員会 生涯学習グループ

②情報モラル教育の推進

【概要】

携帯電話やインターネットを利用する上で必要なルールやマナーを身に付けるとともに、氾濫する情報に対して適切に判断できるための教育を推進します。

【方向性】

児童・生徒だけでなくその保護者に対し、利用方法や危険性についての普及啓発を図っていきます。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ

基本目標4 家庭や地域の子育て力の向上支援

家庭における子育てを第一義とした環境づくりを促進するとともに、地域でのさまざまな交流や体験を通じて子どもが自立心や社会性を育むまちづくりを推進します。

4-1 多様な働き方の実現

仕事と生活における時間のバランスがとれた多様な働き方が実現できる就労環境の改善と男性を含めた働き方の見直しを促進します。

①就業環境の改善に向けた意識啓発

【概要】

事業主や地域社会に対して、育児休業制度の取得促進をはじめ、子育て家庭に配慮した就労環境の改善と職場の理解促進に向けた意識啓発を行います。

【方向性】

広報誌等を通じた啓発とあわせ、関係団体と連携し、さまざまな機会を通じて事業主に働き掛けていきます。

【担当課】

産業振興課 商工観光グループ

②家庭における固定的役割分担意識の解消

【概要】

男性が家事や子育て、介護などを積極的に分担できるよう、家庭における男女共同参画意識の高揚に努めます。

【方向性】

広報誌や各種イベントを通じて意識啓発していきます。

【担当課】

総務課 秘書・広報広聴グループ

4-2 家庭の子育て力の向上

子育てに対する心構えや知識の普及を図るとともに、次代の親となる子どもがさまざまな体験や活動を通じて、子育ての大切さを実感できる機会を創出します。

①家庭教育に関する学習機会の充実

【概要】

各学校・幼稚園における家庭教育学級や母子保健事業、公民館等での各種講座など、子育てやしつけ等に関する学習機会の充実を図ります。

【方向性】

関係機関と連携し、さまざまな機会を活用しながら実施していきます。

【担当課】

教育委員会 生涯学習グループ
学校教育グループ
健康福祉課 健康増進グループ

②次代の親の育成

【概要】

職業体験や乳幼児とのふれあい体験等を通じて、将来、家庭を持つことに対するイメージや職業観の醸成を図ります。

【方向性】

関係機関と連携し、さまざまな機会を活用しながら実施していきます。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ
健康福祉課 健康増進グループ

③ブックスタート事業

【概要】

家庭での読み聞かせを促進するため、図書館や保健センター等において赤ちゃん向けの絵本を配布及びボランティアによる読み聞かせを行います。

【方向性】

関係機関やボランティアと連携・協力しながら、より多くの親子に読み聞かせの大切さを伝えていきます。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ
教育委員会 生涯学習グループ

4-3 地域の子育て力の向上

地域におけるさまざまな交流や体験を通じて子どもの自立心や社会性を育むとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を支え見守るまちづくりを推進します。

①多様な交流・体験機会の充実

【概要】

高齢者との交流イベントや親子で参加できる講座、スポーツ教室・大会、農業体験等を通じて、地域の中で多様な交流や体験ができる機会の充実を図ります。

【方向性】

子どもや保護者が参加しやすい実施内容・方法を検討していきます。

【担当課】

教育委員会 生涯学習グループ

②関係団体との連携および活動支援

【概要】

スポーツ少年団や子ども会育成連合会など、子どもの主体的な活動を支える団体との連携した取り組みを推進し、活動の活性化を図ります。

【方向性】

地域の各種団体の主体的な活動を支援します。

【担当課】

教育委員会 生涯学習グループ

③ボランティアの育成と活動の活性化

【概要】

母子愛育会等の子育て支援ボランティアや、読み聞かせなど生涯学習に関するボランティアへの参加促進と活動支援を行うとともに、積極的な活用に向けた取り組みを推進します。

【方向性】

各事業でのボランティアの受け入れ体制を確立し、幅広い活動の場の拡充に努めます。

【担当課】

健康福祉課 健康増進グループ
教育委員会 生涯学習グループ

基本目標5 子どもの安全の確保

子どもが交通事故や犯罪の被害に巻き込まれることのないよう、地域全体で見守るまちづくりを推進します。

5-1 子どもの交通安全の確保

交通安全に対する意識啓発など、子どもの交通事故防止に向けた取り組みを推進します。

①交通安全に対する意識啓発

【概要】

各学校による交通安全教室の開催を促進し、児童生徒の交通安全に対する意識啓発を図ります。

【方向性】

関係機関と連携し、各学校における創意工夫ある取り組みを推進します。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ
町民課 交通防犯グループ

5-2 犯罪等の被害から守るための活動の促進

子どもが犯罪被害に巻き込まれないよう、防犯に対する意識醸成を図るとともに、地域全体で見守るための体制づくりと活動の促進を図ります。

①防犯対策と意識の普及啓発

【概要】

子どもたち自身による安全・安心マップの作成や情報モラル教育の推進など、犯罪被害に遭わないための対策の普及および意識醸成を図ります。

【方向性】

関係機関と連携しながら、具体的な事例に基づく安全対策の普及啓発を図ります。

【担当課】

教育委員会	生涯学習グループ
	学校教育グループ
町民課	交通防犯グループ

②登下校時の安全確保

【概要】

防犯ブザーの配付や「子どもを守る110番の家」の設置など、犯罪被害に遭いそうになったときに助けを求められることができるための取り組みを推進します。合わせて関係機関と連携し、不審者情報を提供します。

【方向性】

いざというときに確実に活用できるよう、利用方法について指導していきます。

【担当課】

教育委員会	生涯学習グループ
	学校教育グループ
町民課	交通防犯グループ

③防犯パトロール活動の促進

【事業概要】

青少年相談員による巡回や自治会による防犯パトロールなど、地域における防犯パトロール活動を促進します。

【方向性】

さまざまな団体と連携し、多様な目による防犯活動の促進を図ります。

【担当課】

教育委員会 生涯学習グループ
町民課 交通防犯グループ

④被害に遭った子どもの保護の推進

【概要】

被害を受けた子どもを見過ごさず迅速に対応するとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携した相談支援体制を整備します。

【方向性】

県および関係機関との連携による相談支援体制の強化に努めます。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ
町民課 交通防犯グループ

基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した生活環境を整備し、安心・安全に暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

6-1 親子が外出しやすい環境の整備

子ども連れの親子が安心して気軽に外出できるための環境整備と外出先での理解促進に向けた取り組みを推進します。

①公共施設等のバリアフリー化の促進

【概要】

公共施設等において、段差の解消や多目的トイレの設置など小さな子ども連れでも安心して利用できる設備の整備を推進します。

【方向性】

公共施設の建て替えに合わせた計画的な整備を推進します。

【担当課】

総務課 庶務グループ

②公園・緑地の整備

【概要】

既存公園・緑地について、より利用しやすいよう整備していくとともに、遊具等の安全管理を推進します。

【方向性】

利用状況やニーズを把握しながら、安心・安全に利用できる公園・緑地の整備を進めます。

【担当課】

都市建設課 都市計画グループ

③親子連れに対する理解促進

【概要】

子育て家庭に対する町民の理解を促進し、外出先において親子連れを温かい目で見守り、手助けをしていくような意識啓発を行います。

【方向性】

広報誌への掲載や各種イベント等での協力依頼など、さまざまな機会において意識啓発を図ります。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ
関係各課

6-2 安心・安全なまちづくりの推進

子育て家庭が安心・安全に暮らしていくことができるよう、事故や犯罪、災害による被害が起きにくい生活環境の整備を推進します。

①防犯・交通安全施設の整備

【概要】

夜間の犯罪防止および通行の安全確保に向け、防犯灯やカーブミラー・標識等の交通安全施設の設置・整備を推進します。

【方向性】

危険箇所に対する計画的な整備を推進します。

【担当課】

町民課 交通防犯グループ
都市建設課 維持改良グループ

②防災対策の推進

【概要】

災害時の拠点となる公共施設や学校の耐震化や防災設備の整備・充実を図るとともに、児童生徒への防災教育や防災訓練の実施等による防災意識の啓発を図ります。

【方向性】

さまざまな場面や事象を想定した防災対策を推進します。

【担当課】

教育委員会 施設グループ
学校教育グループ
総務課 消防防災グループ

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

特別な配慮や支援が必要な子どもや家庭への支援など、個々のニーズに対してきめ細かな取り組みがなされるまちづくりを推進します。

7-1 児童虐待防止対策の充実

関係機関の連携を強化するとともに、保護者や町民に対して児童虐待に対する理解を促進し、児童虐待の未然防止および早期発見、早期対応に努めます。

①要保護児童対策地域協議会

【概要】

関係機関等によるネットワークを構築し、虐待発生の予防対策や虐待の実態把握および適切な措置について検討し、子どもの安全確保に努めます。

【方向性】

関係機関の連携による一層の迅速かつ適切な対応を図ります。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

②児童虐待に対する理解の促進

【概要】

児童虐待の定義や発生要因、発見した場合の通告義務および通告先など、保護者や町民に対し児童虐待への理解を深める取り組みを推進し、虐待の未然防止と早期発見につなげます。

【方向性】

広報誌への掲載やさまざまな機会を通じた啓発を行います。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ
健康増進グループ

7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、親子の交流を深めるための取り組みや県が実施する各種事業・制度の周知を図ります。

①親子すこやか交流事業

【概要】

母子・父子家庭の親子を対象に、親子の思い出作りやひとり親家庭同士の交流促進のためのレクリエーション等を行います。

【方向性】

気軽に参加しやすい事業実施に努めます。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

②母子家庭等の自立・就業支援

【概要】

県が実施する日常生活支援や就業支援等の各種事業について、関係団体と連携しながら周知および利用促進を図ります。

【方向性】

ひとり親家庭の状況把握に努めつつ、必要な情報提供を図ります。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

③各種制度の周知および利用促進

【概要】

国・県が実施する各種手当の支給や資金貸付制度等について、関係団体と連携しながら周知および利用促進を図ります。

【方向性】

ひとり親家庭の状況把握に努めつつ、必要な情報提供を図ります。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

7-3 障害児施策の充実

障害のある子どもが地域の中で、個性や能力を生かしながらいきいきと暮らしていくための支援の充実を図ります。

①障害児保育事業

【概要】

保育所（園）において障害児を受け入れ、きめ細かな配慮のもとで集団保育を行います。

【方向性】

職員の資質の向上や受け入れ体制の確保など、保育体制の充実に努めます。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

②特別支援教育の充実

【概要】

ADHD（注意欠陥・多動性障害）やLD（学習障害）など特別な支援を必要とする児童・生徒に対するきめ細かな配慮を行うため、教職員の資質向上を図るとともに、特別支援コーディネーターを配置するなど支援体制の充実を図ります。

【方向性】

本人や保護者の意向を踏まえつつ、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応ができる体制の強化に努めます。

【担当課】

教育委員会 学校教育グループ

③障害福祉サービスの充実

【概要】

地域でその人らしく暮らしていくことができるよう、必要なサービスおよび相談支援体制の充実を図ります。

【方向性】

障害児に対するサービス提供基盤の確保に努めます。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

④各種制度・手当の周知

【概要】

国・県等が実施する各種制度および手当を周知し、利用促進を図ります。

【方向性】

障害児一人ひとりの状況把握に努めつつ、必要な情報提供を図ります。

【担当課】

健康福祉課 福祉グループ

第4章 計画の推進にあたって

1 目標事業量の設定

		現状事業量 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)
基本目標1 子育て支援サービスの充実			
1-1 保育サービスの充実			
①	認可保育所	設置箇所数 5	継続
②	延長保育	設置箇所数 5	継続
③	一時預かり事業	設置箇所数 5	継続
④	放課後児童クラブ	設置箇所数 7	継続
1-2 地域における子育て支援サービスの充実			
①	地域子育て支援センター	設置箇所数 4	継続
②	ファミリー・サポート・センター事業	未実施	1箇所
③	つどいの広場	3回/月	4回/月
④	にこにこひろば	1回/月	1回/月
⑤	おむすびころりん	1回/月	1回/月
⑥	子育て広場事業（プレイルーム開放）	週5日	継続
⑦	母子愛育会の活動支援	実施	継続
⑧	自主団体等の活動支援	実施	継続
1-3 子育てに対する経済的支援			
①	次世代育成支援金	実施	継続
②	保育料の軽減	実施	継続
③	3人っこ家庭応援事業	対象者 13名	継続
④	各種手当等の支給	実施	継続
基本目標2 母親と子どもの健康の確保			
2-1 出産・育児に対する相談・指導の充実			
①	母親・両親学級	3回/年	継続
②	ハイリスク妊産婦訪問指導	1件	継続
③	こんにちは赤ちゃん事業	実施率 76.6%	実施率 80%
④	こどもの相談会	3回/年	継続
2-2 母子の健康管理と疾病予防			
①	母子健康手帳の交付	届出割合 90.2% (妊娠11週目までの交付)	届出割合 95% (妊娠11週目までの交付)
②	妊婦健康診査	受診率 83.7%	受診率 90%
③	乳児健康診査	受診率 79.9%	受診率 90%
④	乳幼児健康診査	受診率 92.0%	受診率 95%

		現状事業量 (平成 21 年度)	目標事業量 (平成 26 年度)
⑤	乳幼児歯科健診	受診率 84.5%	受診率 90%
⑥	予防接種	接種率 80.1%	接種率 100%
⑦	乳幼児の事故防止対策	実施	継続
2-3 食育の推進			
①	家庭における食育の基盤づくり	声かけ運動 未実施	声かけ運動 1回/月
②	学校などにおける食育の実践	教育ファーム 実施校 1校	教育ファーム 実施校 全校
③	地域における食育活動の支援	親子料理教室 実施回数 6回/年	親子料理教室 実施回数 10回/年
2-4 思春期保健対策の充実			
①	思春期健康教室	5回/年	継続
②	赤ちゃんとのふれあい体験	2回/年	継続
2-5 医療体制の充実			
①	救急・医療に関する情報提供	休日等の医療機関を知っている人の割合 63.8%	休日等の医療機関を知っている人の割合 100%
②	医療福祉費支給制度	実施	継続
③	不妊治療対策の充実	茨城県で実施	継続
基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長のサポート			
3-1 「生きる力」を育む教育の推進			
①	確かな学力の定着	13校 (全校)	8校 (全校)
②	社会の変化に対応できる力の育成	13校 (全校)	8校 (全校)
③	豊かな心と健やかな体を育む活動の推進	13校 (全校)	8校 (全校)
④	幼稚園教育の充実	1園	継続
⑤	教職員の資質の向上	13校 (全校)	8校 (全校)
⑥	いじめ・不登校対策等の充実	13校 (全校)	8校 (全校)
⑦	小学校の再編	10校	5校
3-2 開かれた学校づくりの推進			
①	学校評議員制度	13校 (全校) 評議員数 61名	8校 (全校) 評議員数 40名
②	学校施設の開放と活用	13校 (全校)	8校 (全校)
③	外部人材の活用	8校	8校 (全校)
3-3 有害環境対策の推進			
①	街頭指導活動の推進	実施回数 1回/年	継続
②	情報モラル教育の推進	実施回数 2回/年	継続
基本目標 4 家庭や地域の子育て力の向上支援			
4-1 多様な働き方の実現			
①	就業環境の改善に向けた意識啓発	実施	継続
②	家庭における固定的役割分担意識の解消	広報紙掲載 1回/年	広報紙掲載 1回/年 講演会開催 1回/年

		現状事業量 (平成 21 年度)	目標事業量 (平成 26 年度)
4-2 家庭の子育て力の向上			
①	家庭教育に関する学習機会の充実	3 回/年	継続
②	次代の親の育成	実施	継続
③	ブックスタート事業	—	配布率 100%
4-3 地域の子育て力の向上			
①	多様な交流・体験機会の充実	実施	継続
②	関係団体との連携および活動支援	実施	継続
③	ボランティアの育成と活動の活性化	実施	継続
基本目標 5 子どもの安全の確保			
5-1 子どもの交通安全の確保			
①	交通安全に対する意識啓発	交通安全教室 小学校 10 校 中学校 2 校 幼・保育園 7 園	継続
5-2 犯罪等の被害から守るための活動の促進			
①	防犯対策と意識の普及啓発	防犯パトロール 10 回/年 防犯キャンペーン 5 回/年	継続
②	登下校時の安全確保	実施	継続
③	防犯パトロール活動の促進	防犯連絡員による パトロール 10 回/年	継続
④	被害に遭った子どもの保護の推進	実施	継続
基本目標 6 子育てを支援する生活環境の整備			
6-1 親子が外出しやすい環境の整備			
①	公共施設等のバリアフリー化の促進	実施	継続
②	公園・緑地の整備	2 回/年	継続
③	親子連れに対する理解促進	実施	継続
6-2 安心・安全なまちづくりの推進			
①	防犯・交通安全施設の整備	防犯灯設置 17 基 カーブミラー設置 6 基 立看板設置 10 枚	継続
②	防災対策の推進	自主防災組織率 20%	自主防災組織率 60%
基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進			
7-1 児童虐待防止対策の充実			
①	要保護児童対策地域協議会	実施	継続
②	児童虐待に対する理解の促進	実施	継続
7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進			
①	親子すこやか交流事業	参加世帯数 27 世帯	参加世帯数 40 世帯
②	母子家庭等の自立・就業支援	実施	継続
③	各種制度の周知および利用促進	実施	継続

		現状事業量 (平成 21 年度)	目標事業量 (平成 26 年度)
7-3 障害児施策の充実			
①	障害児保育事業	全園で対応	継続
②	特別支援教育の充実	実施	継続
③	障害福祉サービスの充実	実施	継続
④	各種制度・手当の周知	実施	継続

2 進捗状況の点検・評価

計画の推進にあたっては、年度ごとに事業実施状況および目標達成度を確認、内部評価するとともに、「城里町次世代育成支援対策地域協議会」において外部評価を行い、評価結果を計画の推進に反映させていきます。

また、評価結果についてホームページ等を通じて公表し、意見を聴取することで、実効性の確保と協働による計画推進を図ります。

城里町次世代育成支援対策地域協議会設置条例

平成 17 年 2 月 1 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に基づく次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 地域協議会の委員は、20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 福祉、保健・医療、教育、警察等次世代育成支援対策に関係する者

(3) 町内の事業所等に勤務する者

3 町長は、前項第 3 号の委員を委嘱するに当たっては、できる限り町民の各層の幅広い意見が反映されるよう適切な方法によって委嘱するものとする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 地域協議会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、地域協議会の会務を総括し、地域協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 地域協議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 地域協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、地域協議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(関係者の出席)

第6条 地域協議会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 地域協議会の庶務は、健康福祉課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(特例措置)

2 地域協議会の初回の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

平成 21 年度 城里町次世代育成支援対策地域協議会委員 名簿

	所属機関・団体・役職名	氏 名	備 考
1	城里町内医師代表	よつくら まさみ 四 倉 正 彌	
2	城里町内歯科医師代表	いとう ひろし 伊 藤 博 司	
3	水戸常磐小学校嘱託	あらかやま としこ 阿 良 山 俊 子	
4	J A水戸（農協）婦人部長	こいぶち よしこ 鯉 渕 善 子	
5	食生活改善推進協議会会長	とみなが とし い 富 永 ト シ イ	
6	城里町私立保育園代表	せ や とよひこ 瀬 谷 豊 彦	
7	城里町立学校長会会長	うらべ とくや ト 部 徳 也	
8	城里町教育委員会委員長	はぎや たけじ 萩 谷 竹 二	
9	母子愛育会	ときざき きょうこ 時 崎 協 子	
10	ひまわり幼稚舎園長	い い だ かずこ 飯 田 和 子	
11	主任児童委員代表	おおこし わくり 大 越 わ くり	
12	桂幼稚園長	こ や ま しずこ 小 山 静 子	
13	城里町 PTA 連絡協議会会長	こばやし のぶゆき 小 林 伸 行	
14	議会議長	こいぶち ひでお 鯉 渕 秀 雄	委員長
15	議会教育民生常任委員会委員長	なんじょう おきむ 南 條 治	副委員長
16	健康福祉課長	かとうぎ まさる 加藤木 賢	

城里町次世代育成支援行動計画(後期計画)

発行：平成 22 年 3 月 茨城県城里町

編集：城里町役場 健康福祉課

〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-1

常北保健福祉センター内

TEL : 029-240-6550 / FAX : 029-240-6466